

自主規制機関のガバナンスのあり方に関するS E C規則案

I ガバナンス S E C規則 6 a – 5 及び 1 5 A a – 3

1 S R O の理事会の構成

- 独立した社外役員中心の理事会
 - ① S R O の理事会のメンバーの過半数は、SRO の会員である証券業者から独立した者でなければならない。
 - ② SRO は、社外役員の独立性に影響を及ぼすような事項について随時報告を受ける仕組みを整えなければならない。

2 会員、投資家、発行者の代表

- 理事会のメンバーの少なくとも 20%は、会員によって選出されなければならない。
- 理事会のメンバーの少なくとも一名は発行者の代表、一名は投資家の代表でなければならないならず、この二名は、いずれも会員、ブローカーまたはディーラーの関係者であってはならない。
- 社外役員は、SRO の社内役員が同席しない形での独自のミーティングを持つことを求められる。
- SRO の CEO が、理事会の議長を兼務していない場合には、理事会の議長は、社外役員でなければならない。他方、CEO が理事会の議長を兼務している場合には、理事会は、社外役員のみで構成されるミーティングを主宰する筆頭役員を指名しなければならない。

3 常設委員会等

- SRO は、理事会の下に、以下の 5 つの常設委員会を設置すること。また、常設委員会のメンバーは、全て社外役員で構成されなければならない。
 - ① 指名委員会—理事会メンバー候補者の指名
 - ② ガバナンス委員会—SRO のガバナンス原則の策定
 - ③ 報酬委員会—常勤執行役員に対する報酬の決定
 - ④ 監査委員会—会計監査や法令順守状況の監督
 - ⑤ 規制監督委員会—規制プログラムに対する評価や規制担当者の報酬に関する意見表明
- SRO は、S E C 規則の定める常設委員会以外にも、必要に応じて委員会、小委員会、パネルといった機関を設置することができる。しかし、そうした委員会等が、理事会から一定の決定権限を委譲される場合は、当該委員会等のメンバーの過半

数は、社外役員でなければならない

4 規制と市場運営の分離

- SRO の規制監督プログラムは、市場運営とは別法人によって遂行されるか、または同じ法人の中でも明確に分離された組織によって遂行されなければならない。
- 規制監督に係わる手数料、制裁金や過怠金として徴収された金銭は、規制監督活動のためにのみ使われなければならない。
- SRO は、会員の処分を視野に入れて行われる調査活動に関する情報など、規制監督に係わる情報が、直接規制監督業務に携わる役職員以外に漏れることのないよう情報管理を徹底しなければならない。

5 会員のSROの持分・議決権取得の制限

- 会員が、単独で若しくは関係者と共同して、20%を超えて SRO の持ち分権や議決権を取得することの禁止。
- SRO の会員証券会社に対して、自らが会員となっている SRO の持ち分を 5%以上取得する場合の SEC への報告義務付け。

II 自市場上場 レギュレーションAL

1 規制監督委員会の上場審査

- SRO またはその関係会社が発行する証券の自市場への上場については、当該 SRO の規制監督委員会が上場基準に合致していることを審査すること。

2 SECへの報告書提出

- 上場維持基準の適合状況や自市場株式等の売買審査状況等に関して、四半期ごとに、SEC に対して、規制監督委員会による承認を得た上で、報告書を提出することの義務づけ。

3 第三者による報告書

- 毎年一回、自市場に上場されている SRO またはその関係会社の発行証券が上場基準に合致していることを分析した第三者による報告書を提出することの義務付け。

4 不平等な上場基準の禁止

- 自社または関係会社の証券に対して、他の上場証券に関するものと重要な点で異なる上場基準等のルールを適用してはならない。

以上